

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条、第22条による 健全化判断比率並びに資金不足比率

第3条に基づく健全化判断比率

(単位:%)

(平成25年度)	実質赤字 比率	連結実質赤字 比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
健全化判断比率	-	-	6.1	-
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

第22条に基づく資金不足比率

(平成25年度)	公共下水道事業 特別会計	簡易水道事業 特別会計	水道事業 特別会計
資金不足比率	-	-	-
経営健全化基準	20.00	同左	同左

平成25年度 標準財政規模(臨財 債発行可能額含む) (千円)
4,769,321

※各指標の算定方法

実質赤字比率

一般会計を対象とした実質赤字(歳入-(翌年度に繰り越すべき財源を除いた額)-歳出がマイナスであること)の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率

一般会計が負担する地方債元利償還金および準元利償還金(公営企業会計に支出した繰出金のうち元利償還金の返済に充てられた額並びに債務負担行為にに基づく支出のうち、公債費に準ずるもの)の標準財政規模に対する比率の3年分の平均値

将来負担比率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率

公営企業会計を対象としたもので実質赤字比率と同様

標準財政規模

通常収入される経常的一般財源の規模を示し、標準税収入額に普通交付税を加算した額